

⇒ 論 説 ⇐

企業集団会計におけるのれん認識後の処理

— Barker & ÓhÓrgartaigh 所説を拠り所として —

神 納 樹 史

1. はじめに

従来から企業集団会計におけるのれん認識後の処理として非償却説と要償却説がある（例えば黒川 [1998]）。前者はのれんの価値の減少が明らかではない限り償却をせず維持するものである。後者は利益の計上に対応して償却するものである。現在は制度上、例えば2004年改訂以降のIFRS3がのれんの償却を行わずに減損テストを適用し、のれんを資産計上することとなったように非償却説が採用されていることが多いようである¹。しかしながら実証研究では減損テストのみを行うよりも、のれんを40年以内で償却することを義務付けていた改訂前の米国基準のほうが投資意思決定に有用であるとされている（例えば Jennings [1996], Moehrle, Reynolds-Moehrle & Wallace [2001], Jennings [2001], Chambers [2006]）。また、Watt [2003] はのれんが「減損している」かどうかを毎期評価する会計基準（SFAS 142）は減損を評価するのに将来キャッシュ・フローの評価を要求するが、それらの将来キャッシュ・フローは検証可能でも契約にもとづくものでもないため、将来キャッシュ・フローにもとづく評価は操作されやすいと指摘している（Watt [2003] p.217）。このように現行の制度におけるのれんの非償却・減損テストの適用に対しては問題点が指摘されている。こうした状況の中、2013年1月11日に公表されたわが国の企業会計基準公開草案第49号「企業結合に関する会計基準（案）」は、「のれんについて、国際的な会計基準と同様に非償却とすべきかどうかについては平成21年論点整理の公表後、審議を続けてきたが、現状では、連結財務諸表及び個別財務諸表ともに会計基準を改正することについて市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況にあると考えられ、また、IASB に対してのれんを非償却とする国際財務報告基準（IFRS）第3号『企業結合』の取扱いに係る適用後レビューの必要性の提案を行っているところである」（64-2項）とし、のれん認識後の処理については結論を示さなかった。

¹ 小賀坂 [2012] によると、IFRS 第3号「企業結合」[2004] におけるのれんを非償却としたのは、主として
のれんの償却パターンが一般に予測不可能で恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供
することはできないと考えたためとしている。一方、ASBJ 及び我が国の市場関係者は、償却に減損を組み合
わせ、償却を通じて企業結合の成果たる収益とその対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対
応が可能となり、これが投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方も首尾一貫
しているとしているからであるとしている（小賀坂 [2012] pp.53~54）

ところで2011年5月にIFRS10「連結財務諸表」が公表され、これにてIASBの連結会計に関する制度化は終了したといわれた。国際的に連結会計の制度化を行ってきたのが2011年7月に退任したTweedie議長である。そのTweedie議長が連結計算書の制度的背景を歴史的に検討したとし、その中でも特にのれんの処理を挙げて評価したのがBarker & ÓhÓrgartaigh [1998]である(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] pp.ix~xi)。これまでのわが国におけるのれんの検討は個別会計上ののれんと企業集団会計上ののれんを関連させて検討されてきた(例えば勝尾[2003]、吉川[2012])。しかしながら、Barker & ÓhÓrgartaigh [1998]はその書名『Accounting for Groups』からも伺えるように企業集団会計ののれんのみを検討したものである。これはわが国の連結会計制度上には「個別財務諸表準拠性の原則」が掲げられているのに対して、国際会計基準には掲げられていないことも影響しているかもしれない²。本稿はBarker & ÓhÓrgartaigh [1998]を拠り所としてTweedie議長が評価した彼らの企業集団の歴史的な背景を取り上げ、その後ののれんの定義そして認識後の処理を取り上げていく。

2. 企業集団の歴史的背景

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998]によると、紀元前3,000年までの初期の計算書作成目的は、取引に関する情報をおおまかに提供し所有者(経営者)に対して損益取引を追加的に開示するものであった(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.3)。すなわち一つの営業活動につき特定の所有者に示すことが目的であった。こうした会計はローマ帝国から封建制度時代まで続いた。このように産業革命までは個人企業がほとんどであったが、大航海時代以降にはパートナーシップやジョイントベンチャーが誕生し、計算書の目的は利益の配分となった(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.4)。産業革命後には大規模な企業活動が行われ投資が活発に行われるようになり、投資家に対して企業の将来キャッシュ・フローに関する情報提供が求められるようになった(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.4)。

大規模な企業活動が行われるにつれ企業集団が形成されることとなり、企業集団のための会計処理の必要性が増していった(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.7)。もっとも1990年代初頭までは「何が企業集団であるのか」が問題となっていたが、アイルランド及びイギリスの会計士にとってはそれほど問題ではなかった(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.5)。すなわち彼らは「法律上の支配権を子会社に対して親会社が持っている場合には企業集団は存在する」と答えたからである。この企業集団の説明は親会社概念の考え方に立ったものである(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.12)。すなわち親会社概念とは親会社の法律上の支配権を強調するものである。アイルランドやイギリスは当初この考え方に立ち、その後実質的な支配権の行使を強

² 「個別財務諸表基準性の原則」については、拙稿 [2010]「資本連結手続における『個別財務諸表基準性の原則』の意義—国際会計基準と日本基準の比較—」『産業経理』(69巻, 4号, pp.85-92)で取り上げている。

調する実体概念へと移行した (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.16)。

ところでわが国において連結基礎概念と関連させて連結手続は検討されてきたが、例えば連結基礎概念を提唱した Baxter & Spinney [1975] においてものれんの償却・非償却の問題は連結基礎概念と関連させて検討されていない。Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] においても同様である。もっとも Baxter & Spinney [1975] においては連結基礎概念と関連させてほとんどの連結手続が述べられているのに対して、Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] では連結基礎概念を企業集団の捉え方として取り上げるのにとどまり、連結手続とは関連させていない。ここに Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] の特徴があるように思われる。

3. のれんの取扱い

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はのれんを企業集団会計においてもっとも難しい論点の一つであると述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.231)。このためのれんの処理が制度化されるのに10年近くかかったとのことである。確かに川本 [2012] も「のれんの定義については、参照すべき権威ある文書が確立されているわけではなく、論者により多様であり、資産の定義よりもややこしい」(川本 [2012] p.212) と述べている。なお、川本 [2012] におけるのれんの説明は次のとおりである。「企業結合において、取得側が交付した対価が受け入れる識別可能純資産を超過する額と定義することであろう。これは、のれんをいわゆる買入れのれんに限定した狭い定義である。これに対して、ある企業全体の価値とその企業が有する資産・負債の純額の差額という、より広義の定義が挙げられることも多い。いずれの定義においても、のれんは差額とされているわけだが、差額そのものではなく、そのような差額をもたらず源泉として何かがのれんだと考えられることも多い。具体的には、取引先との有効な関係、すぐれた評判、他者に真似できないノウハウなどが挙げられる。ただし、今日の会計基準では、その何かが何であるかが明確に分かる場合は、識別可能な無形資産として、のれんとは区別してオンバランスするという潮流になっており、のれんは個別には識別できないものであるという認識については確立されていると考えられる」(川本 [2012] p.212)。

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はのれんについて次のように述べている。「のれんは手続き上投資と資本の相殺消去により生じる残高であるものの、のれんは『純資産の公正な市場価値』に対して営業活動を行うために支払った超過額としてこれまで考えられてきた。さらに期待された将来の利益の現在価値として、すなわち投資に関する通常のリターンの超過額として理論的には述べられてきた」(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.232)。

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はのれんの算出例として次のものを挙げている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.232)。親会社の純資産の公正価値£350に対して、会社の持分100%の場合に£370を支払うのであれば差額£20がのれんである。また、この会社に対して親会社が£340を支払った場合に生じる差額£20は負ののれんとなる。こののれんには買入のれんか自己創

設のれんかの問題があることを指摘している。

彼らは当時の資産の定義すなわち「資産は過去の取引または事象の結果として、実体の支配下にあり他者の接近がない将来の経済的便益にとっての権利であること」に照らして、買入のれんも自己創設のれんも資産計上されてきたとしている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.233)。しかしながら彼らは次の資産の認識原則、すなわち①資産の定義を満たすこと、②将来の便益の流入が生じるであろうという証拠があること、③十分な信頼性を持って金銭で測定可能であること、のすべてを満たさないで自己創設のれんを資産計上できないと述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.234)。

すなわち自己創設のれんについては信頼性を持って測定することはできないから資産計上することはできないということである。なお、彼らによると自己創設のれんは、企業、市場、人間関係、政府、優秀な経営陣などにより生じる (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.234)。一方買入のれんは自発的な買い手が自発的な売り手に支払う価格という十分正確な裏付けがあるため、資産計上することが可能となる (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.234)。さらに企業の持分を取得する際に取得企業はその持分を取得することで将来受け取るであろう将来キャッシュ・フローも持分の対価に加えて支払っていることになる。そして親会社が株式を取得することにより支配権を獲得したならば、株式取得に伴って生じたのれんも支配下におさめたことになる。

既述のように彼らはのれんを差額としているが、差額そのものではなくその差額をもたらし源泉としての何かのれんと考えている。その何かの例として次のものを挙げている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] pp.235-236)。人的資源、売り手ではなく取得者の手許にあったほうが莫大な利益を生じさせることが予想される資産、上級経営陣のスキル、立地条件、顧客、原材料の独占的購入力、技術的なノウハウ、映像権、ブランド名、独占的な立場にあること、フランチャイズ権、ソフトウェア開発技術力があること、音楽の著者権、広告力、輸入量である。しかしながらこれらを総称してのれんと扱い続けるとは考えていない。彼らは「前述ののれんの要素のうち一つ一つの評価方法が確立されるか、市場が整備されるにつれてのれんからはずれて独立したものとして評価され、資産計上されることになる」(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.236)。すなわち、何かは何であるかが明確に分かる場合には識別可能な無形資産としてのれんとは区別してオンバランスすることになる。この点で現在のわが国の会計基準と同じ考え方である。また、のれんは個別には識別できないものであるという認識を持っていると考えられ、この点でも現在のわが国の考え方と同じである (例えば山内 [2010] pp.202-204)。

4. のれんの償却・非償却

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はのれんの取扱いを述べるにあたり、対応概念 (matching concept) と評価概念 (valuation concept) の二つの考え方から述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.237)。前者は費用と収益を期間対応させるものである。後者の評価概念は利益の実現

したことを重視するものである。

対応概念によると、のれんを取得することからキャッシュ・インフローを次期にどのくらい生じるかを把握するのは難しいかもしれないが、当該キャッシュ・インフローはある程度の期間にわたり生じることは確実である。そこで、キャッシュ・インフローと費用を対応させなければならない。すなわち対応概念はのれんを償却していくと考えるものである。なお買入のれんを償却することは、経営者に現在または将来のキャッシュ・インフローがあることを説明させることになるとも述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.237)。この見解すなわち費用を配分するという考えは、例えば FASB [1976] にもみられた (pars.162-234)。その場合のれんの償却が決算操作に利用される恐れがあるので、一定の期間を定めてその期間内に組織的償却を行うとする見解がある。すなわち収益費用対応の原則に従い収益比例償却のような方法を念頭におくと、超過利益が発生していない期つまり赤字の期にはのれんを償却しないことになる。一方超過収益 (あるいは利益) が多額に発生するような好況期にはのれんの価値は減少していないという根拠で、やはりのれんを償却しないことも可能となる。このように行くとのれんの償却が決算操作に利用される恐れが生じる。そこで一定期間に償却を行い、決算操作を防止するというものである。しかしながら Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] の見解は決算操作を防止するというものではない。むしろ Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] の見解は FASB [1976] が既述のものとは別に取り上げた配分の原則である。すなわち、FASB [1976] の配分の原則はのれんの償却が価値減少を扱ったものではなく、費用配分原則に従ったものであると解釈する。そこで償却期間の推定が問題となるが、そもそも購入のれんの場合には交渉というプロセスを経ており、その交渉の当事者は取引価格を推定するために超過収益力がある場合にはその存続期間を推定しているわけなのでその推定期間を償却期間とするものである。

一方 Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] の評価概念はのれんの非償却の主張につながるという (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.238)。この考え方には二つの非償却説の根拠がある (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.240)。一つは親会社の貸借対照表に計上されている子会社への投資勘定にはもともとこのれんの要素を含んでいると考え、投資勘定の評価減が生じていないのであればのれんも評価減をするべきではないということになる。もう一つは営業活動を行っていくうえで、常にのれんを創出あるいは維持・補充するための努力を行っているというものである。この見解によればのれんの価値が減少せず、償却は不要となるというものである。

しかしながら Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はのれんの非償却には反対のようである。それは「取得したのれんは限られた期間でのみ存続する」と述べているからである (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.240)。またのれんが維持される根拠として「過去ののれんが償却され、新しいのれんが創出される」ことを挙げているが、「理論的には過去ののれんは損益勘定で処理され、新しいのれんについては新しいのれんを生み出すのにかかった費用を見積り、将来の耐用年数に応じて償却していく」(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.240) と述べている。さらに「のれんの価額の減少がないということで償却される必要もないという仮定は間違っただけ

ある」と述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.241)。のれんの価値が維持されているように見えても、原初投資価値は費消し追加の支出の効果によって新たなのれんが発生していることになる場合も取り上げている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.241)。このような場合前者の原初投資価値に関する会計処理と後者の維持・補填するための追加支出に関する会計処理とを区別して、前者ののれんを計上し続けるのではなく剰余金で、後者ののれんは損益勘定でそれぞれ処理することになる (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.242)。この処理は当期に発生した費用は損益勘定で、そうではないものは剰余金で行うという考えに基づいている。このように Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はのれんを償却するものと考えて、償却するに際して当期の費用となるものは損益勘定で、それ以外の費用は剰余金で処理する。

一方負ののれんについて Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] は「子会社への支払価格のほうが子会社純資産の公正価額よりも大きい場合に発生するのが負ののれんである」として発生原因から述べている。(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.242) すなわち①子会社純資産の公正価額が正確ではない場合と②バーゲン購入であった場合である。Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はこれらの発生原因別に負ののれんの処理を取り上げている。このうち①の場合には公正価額を修正することとなり、のれんを償却するかどうかとは関係がなくなる。②の場合はいわばマイナスの購入のれんに相当する。すなわち既述のようにこの場合ののれんは交渉というプロセスを経ており、その交渉の当事者は取引価格を推定するために超過収益力がある場合にはその存続期間を推定しているわけなのでその便益が期待される期間にわたり償却することとなる。

5. 制度上ののれんの処理

既述のように Tweedie 議長は、Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] について歴史的に検討した点として制度についても評価している。そこで本節では Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] における制度の歴史的な変遷を取り上げる。

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] は合衆国におけるのれんの取扱いから述べている。「合衆国において Hughes が報告したことは、1920年代において買入のれん及び自己創設のれんを含む『のれん』という部が貸借対照表において認められていた。自己創設のれんは広告及び設立費用の項目を見積ることにより生じた。しかしながら1930年代の不景気においてより保守的な会計実務は買入のれんだけを記録し減価償却していた。1967年まで会社が行っていた処理はのれんを資産とし計上し続けるか、損益勘定において償却するかのいずれかである。1980年代まではのれんは取得会社の資産において重要な要素とはならなかった。しかしながら会計処理が変更された結果として資産としてそれを計上し続けるか剰余金と相殺するようになってから、資産に占める割合が例えば1977年以降の10年間で1%から44%に増えた」(Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.246)。このようにのれんが重要視されるにつれ、英国においても法律と会計基準それぞれにおいてのれんの取扱いが整備されていった。

1963年の会社法はのれんを金額の開示を要求し、1986年の会社法修正法は取得のれんのみを認め、自己創設のれんの計上を禁止した。さらに取得のれんを取締役が決定した期間にわたり規則的な減価償却を行うことにした (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.246)。またのれんの評価替えに伴う評価増も認めていない。一方会計基準においては、ASC が1984年12月に公表したSSAP22 が自己創設のれんの計上を禁止した (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.247)。ASCは、自己創設のれんと買入のれんの区別が難しいこともあり、自己創設のれんだけではなく買入のれんも剰余金と相殺することを要求していた。この処理について Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] は「好ましい処理」だったと述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.247)。しかし SSAP22 は資産としてのれんを計上することを会社に認めることとし、期待された耐用年数 (特に規定されていない) にわたり償却することとなった (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.247)。このように法律、会計基準それぞれの立場ものれんを償却することになっている点で一致している。しかしのれんを償却する際に問題となるのが償却耐用年数である。

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] は、基準が買入のれん及び無形資産の償却耐用年数が20年を超えないという前提に立っていると述べている。「のれんの償却耐用年数が20年以下の場合には、のれんは見積られた耐用年数に対して償却されるべきである。この場合取得後の最初の決算期末には減損テストを必ず行い、その後はかなりの減損の兆候がみられる場合に減損テストを行うべきである。一方償却耐用年数が20年以上については、償却耐用年数により償却されて算出されたのれんの額は意義ある価額とはならず、将来の継続的な尺度を可能にするものになるとは思われない。それは企業の営業活動の内容が変わっている可能性があるからである」と述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.255)。このように償却耐用年数は20年というのが彼らの一つの目安である。もっとも償却耐用年数が20年以上となる可能性もあることは認めている。その場合について、償却耐用年数が20年以上であるというのが十分な測定結果から得られるのであれば期待された償却耐用年数にわたり償却されるべきであるとしている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.255)。

減損については「減損の詳細は FRS10 に規定されていないが、FRS11『固定資産及びのれんの減損』には規定されている。減損テストを行う場合、のれんの回収可能価額と無形資産の簿価を比較する。回収可能価額は正味実現可能価額と使用価値のいずれか高い方である。もし簿価が回収可能価額を超えるのであればのれんは減損されなければならない」と述べている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.256)。なお「正味売却価額と使用価値のいずれか高い方に基づく回収可能価額」にすべきだという規定は現行の IAS36『資産の減損』と同じである。IAS36はその要求を「資産の回収可能価額の測定は合理的な経営者が行う可能性の高い行動を反映すべきだという判断によるものである。さらに資産の回収可能価額に関する市場の期待 (正味売却価額の基礎) を、当該資産を有する個々の企業が行う合理的な見積り (使用価値の基礎) に優先すべきでないしその逆とすべきでもない」と規定している (IAS36, par.BCZ23)。なお Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] ではこうした規定の根拠は示されていない。また彼らは当時の IAS と

FRS を比較し、のれんを償却する点では共通しているが、FRS が減損テストを導入している点を相違点として挙げている (Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] p.260)。

6. おわりに

Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] は計算書作成目的が当初は取引額の情報提供であったが、企業規模が大きくなるにつれて利益分配さらには投資家への将来のキャッシュ・インフローに関する情報提供へと展開していったと述べていた。これに伴い企業集団会計が、さらにはのれんの取扱いの重要性が増していったことを指摘していた。この点は資産に占めるのれんの割合が増していったことを例に挙げている。またのれんについては個別には識別できないものであった。このため自己創設のれんと買入のれんが混在する可能性もあり、のれんを資産計上し続けるのは問題であるため償却処理してきた。また Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] はのれんを償却する根拠として、のれんを取得することから生じるキャッシュ・インフローに対応させるためであることも述べていた。これは彼らの言う「対応の原則」の考え方に基づいたものであった。この「対応の原則」には当期のものかどうかという基準があり、当期のものに対応する場合には損益勘定で処理し、そうではない場合には剰余金で処理することとなっていた。一方「評価の原則」に基づき、のれんに対して減損テストを実施していた。すなわちのれんを每期評価していた。このように Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] におけるのれん認識後ののれんの処理はキャッシュ・インフローに対応させるために20年以内に每期均等償却を行い、キャッシュ・インフローの効果を評価するために減損テストをするものである。

ところで佐藤倫正委員会報告(2012年国際会計研究学会)によると、現行の国際会計基準の概念フレームワークは資金説に近づいているという(佐藤 [2012] pp.1~8)。Barker & ÓhÓrgartaigh [1998] の計算書作成目的の変遷も取引額の情報提供から利益分配さらには将来のキャッシュ・インフローの情報提供へと述べられていたが、いずれも現金に注目していたのではないだろうか。すなわち取引額は収支に基づいたものであり、利益分配も資金的な裏付けがあることが要求され、さらに将来のキャッシュ・インフローの情報提供と述べ、彼らも現金に注目していたことが考えられる。この考えがのれんの処理にも反映されていたのではないだろうか。すなわちのれんは投資という資金的裏付けがあり、将来のキャッシュ・インフローに対応してのれんを償却していくという主張である。またこうした処理はのれんが個別には識別できないものである以上、買入のれんと自己創設のれんを区別することが難しいことにも関係していた。これらの区別は現在もおおむね難しいことが Bloom [2009] でも指摘されている。以上ののれんの性格を踏まえると、のれん認識後の処理としては減損テストのみを行うのではなく毎期均等償却も行うべきなのではないだろうか。

引用・参考文献

- 勝尾裕子 [2003]「合併のれんの非償却と減損」『学習院大学経済論集』199～209ページ。
- 川本淳 [2012]「全部のれん方式をめぐる論点の再考（1）」『学習院大学経済論集』第49巻第3号，215～226ページ。
- 企業会計基準委員会 [2013] 企業会計基準公開草案第49号「企業結合に関する会計基準（案）」。
- 黒川行治 [1998]『連結会計』新世社。
- 小賀坂敦 [2012]「IASB のアジェンダ・コンサルテーションへの対応とその意義」『季刊会計基準』47～55ページ。
- 佐藤倫正主査 [2012]「国際会計の概念フレームワーク＜最終報告＞」『国際会計研究学会研究グループ報告』。
- 山内暁 [2010]『暖簾の会計』中央経済社。
- 吉川郁夫 [2012]「のれんの償却と子会社株式の評価 — 連結財務諸表と個別財務諸表の狭間 —」『ビジネス&アカウンティング・レビュー』（関西学院大学経営戦略研究会）第9号，13～27ページ。
- Barker, P. & ÓhÓgartaigh, C. [1998] *Accounting for Groups Theory and Practices*, Oak Tree Press (Dublin).
- Baxter, G.C. and Spinney, J.C.[1975], “A closer Look at Consolidated Financial Statement Theory”, *CA magazine*, Vol.106, No.1, pp.31～36 and Vol.106, No.2, February 1975, pp.31～35.
- Bloom, M. [2009] “Accounting for Goodwill”, *ABACUS*, Vol.45, No.3, pp.379～389.
- Chambers, Dennis, J. [2006], “Is Goodwill Impairment Accounting under SFAS 142 an Improvement over Systematic Amortization of Goodwill?” *working paper, Von Allmen School of Accountancy, University of Kentucky*.
- FASB [1976] *Discussion Memorandum, Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, August 19.
- FASB [2001] *FASB Statement of Financial Accounting Standards No.142 : Goodwill and Other Intangible Assets*.
- Hellman, N. [2013] *Does Goodwill reporting matter to financial analysts? Two experimental studies on the impact of corporate acquisitions under IFRS accounting on financial analysts' equity valuation judgements*, E.A.A, pp.1～58.
- IASB [2010] *IFRS3:Business Combinations*. (邦訳 IFRS 財団編 企業会計基準委員会，公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2012]『IFRS 国際財務報告基準』中央経済社。)
- IASB [2011] *IFRS10:Consolidated Financial Statements*. (邦訳 IFRS 財団編 企業会計基準委員会，公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2012]『IFRS 国際財務報告基準』中央経済社。)
- IASB [2011] *IAS36:Impairment of Assets*. (邦訳 IFRS 財団編 企業会計基準委員会，公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2012]『IFRS 国際財務報告基準』中央経済社。)
- Jennings, R., Mark, L. and Robert B. T. II. [2001], “Goodwill Amortization and The Usefulness of Earnings”, *Financial Analysts Journal*, Vol.51, No.5, pp.20～28.
- Watts, R. L. [2003], “Conservation in Accounting Part I: Explanations and Implications”, *Accounting Horizons*, Vol.17, No.3, pp.207～221.

(付記) 本稿は科学研究費補助金（若手研究 B 課題番号25780281）の助成を受けて進められた研究成果の一部である。